

見島～萩航路改善計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

萩海運有限会社

1 趣旨

この実施要領は、「見島～萩航路改善計画策定業務委託」の受注候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

見島～萩航路改善計画策定業務

(2) 業務の目的

萩市には日本海の沖合いに、大島、相島、櫃島、羽島、肥島、尾島、見島の7つの離島があり、そのうち見島、大島、相島、櫃島の4島が有人島で、見島、大島、相島には定期航路が就航している。

見島は、本土萩市の北西約4.4kmの日本海に位置し、面積7.74km²、周囲17.5kmの山口県の最北端の島で、海岸沿いの入り江に本村、宇津の2集落が形成されている。

人口は、平成30年3月末現在で793人、世帯数458世帯で、65歳以上の高齢化率が52.0%となっている。

島内には、小学校、中学校、へき地保育所があり、診療所、歯科診療所に医師が常駐、福祉施設、郵便局、店舗もあり、簡易水道、ゴミ処理施設、し尿処理施設が整備されているが、本土から遠く、この間の唯一の交通手段が萩海運有限会社の運航する見島～萩航路（見島宇津～見島本村～萩）である。このため、当該航路は見島住民、見島を訪れる観光客等の人的輸送や郵便物をはじめ生活必需品、農産物など様々な物資を輸送している。

使用船舶は、平成10年4月に建造した258t、定員200人の高速船「おにようず」で、1日2便（冬季）～3便（夏季）を8人の船員で運航している。

現在、平成30年4月の就航を目途に新船を建造中である。

相島は、本土萩市の北西約1.4kmの日本海に位置し、面積2.43km²、周囲10.5kmの島で、集落は台地上にある。

人口は、平成30年3月末現在で152人、世帯数68世帯で、65歳以上の高齢化率が51.3%となっている。

島内には、小学校、中学校、季節保育所（休所中）があり、簡易水道が整備されているが、医療施設はなく、週1回の巡回診療のみが行われているなど、多くを本土に頼っている。本土から定期航路で40分の距離にあるが、この間の唯一の交通手段が萩海運有限会社の運航する見島～萩航路（相島～萩）である。このため、当該航路は相島住民の通院、釣客等の人的輸送や郵便物をはじめ生活必需品、農産物など様々な物資を輸送している。

使用船舶は、平成2年10月に建造した113t、定員150人の「つばき2」で、1日3便を6人の船員で運航している。

大島は、本土萩市の北約8kmの日本海に位置し、面積3.01km²、周囲8.5kmの島で、島の南岸沿いの漁港周辺が集落となっている。

人口は、平成30年3月末現在で698人、世帯数285世帯で、65歳以上の高齢化率が38.4%となっている。

島内には、小学校、中学校、保育所があり、診療所に医師が常駐、郵便局、店舗もあり、水道施設（海底送水）、集落排水施設が整備されている。本土から定期航路で25分の近距離にあるが、この間の唯一の交通手段が萩海運有限会社の運航する見島～萩航路（大島～萩）である。このため、当該航路は大島住民の通勤・通学・通院、釣客等のための人的輸送や郵便物をはじめ生活必需品、農産物など様々な物資を輸送している。

使用船舶は、平成25年4月に建造した323t、定員150人のフェリー「はぎおおしま」で、1日4便を8人の船員で運航している。

経営状況については、各島の人口は年々減少傾向にあり、公共事業の施工やイベント参加者の動向によって若干の増減はあるものの、運航収入の増加は見込めない状況にあることや、運航距離の長い航路を有していることから恒常的に不採算となっており、国・県・市の離島航路補助金により補填されている。

近年の離島航路を取り巻く環境は、全国的にも離島における人口減少及び高齢化が加速化し、輸送人員等が減少、燃料油価格の高騰、それに伴う欠損の増大、船舶の老朽化等により非常に厳しい状況にある。

こうした環境の変化の中で、離島航路の維持・活性化のため、幅広い関係者により構成される「航路改善協議会」において、「航路・経営診断」などで問題点や課題を正確に把握したうえで、「航路改善計画」を策定し、将来の欠損増大・経営破綻を回避するための改革の取り組みを行うことが求められている。

離島航路は、離島と本土を結ぶ唯一の公共交通機関であり、また生活物資の輸送手段であることから、島民の生活維持・安定や離島の産業振興のためには欠くことのできない、いわば離島の生命線である。その離島航路を将来にわたって維持していくため、「見島～萩航路改善協議会」において、見島～萩航路の今後のあり方、相島航路の新船建造の必要性やランニングコスト抑制等の課題や見島航路の新船就航に伴うダイヤ改正について検討を行い、「航路改善計画」を策定するものである。

(3) 対象航路

見島～萩航路（見島～萩、相島～萩、大島～萩）

(4) 業務内容

①当該航路に係る現況調査

見島、相島、大島の地域特性、年齢別人口、萩地域の医療機関、公共施設等を調査し、見島～萩航路の現況利用実態（便別・利用目的別実績等）を把握する。

②航路の将来予測・分析

見島～萩航路の将来動向を把握するため、住民利用実態アンケートの実施や見島、相島、大島地区の年代別将来人口等を予測し、今後の航路輸送実績、航路損益を予測・分析する。

③航路改善に向けた住民の合意形成のための意見交換会実施

航路改善計画について見島、相島、大島の住民の合意形成を図るため、本業務の目的、検討状況を住民に広報するとともに、ワークショップ形式の意見交換会を開催する。

④「航路改善計画」の策定

財務専門家が別途作成する「航路経営診断」、上記①～③及び航路改善協議会での検討結果を踏まえ、「見島～萩航路改善協議会設置要綱」の4に留意しながら「航路改善計画」を策定する。

⑤航路改善協議会へのオブザーバー参加及び協議会資料作成（2回程度）

(5) 業務期間

契約締結日から平成31年3月25日（月）まで

(6) 成果品等の提出

①成果品：航路(経営)調査業務報告書、航路改善計画書各20部（A4版）（くるみ製本）

及びDVD-ROM 1部

②提出期限：平成31年3月15日（金）

③提出場所：萩海運有限公司 〒758-0024 萩市大字東浜崎町139番1

(7) 秘密保持

請負者は、本業務により知り得た情報及び資料について、萩海運有限公司の許可なく第三者に漏らしたり、他の目的に使用してはならない。

(8) 上限予算額

3,980,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

3 参加資格

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画又は再生計画が認可されている者を除く。）でないこと。

(2) 過去において、同種業務（航路改善計画策定業務）の元請としての業務実績を有する者であること。

4 プロポーザルの実施方法

(1) 企画提案書の作成要領等

①企画提案書（任意様式）はA4（A3は折込みとする）、横書き10枚程度とし、業務内容

に記載されている要件をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。

②企画提案書には、取組体制、配置予定技術者の資格・経歴・手持ち業務状況及び調査項目別の経費概算を明記することとし、主任調査員については、これまでの調査実績を明記すること。

(2) 質問の受付等

①提出期限 平成30年9月4日（火）必着

②提出方法等

質問は、別紙「質問書」により、ファックス又は郵送で提出のこと。質問の回答は、提案者全員に対して文書にて通知する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び提出方法等

①提出期限 平成30年9月14日（金）必着

②提出先 萩海運有限会社 〒758-0024 萩市大字東浜崎町139番1

③提出方法 郵送、宅配、持参等（FAX不可）

④提出部数 5部（会社概要を1部添付のこと）

⑤その他

- ・提出された企画提案書の訂正、差し替えは認めない。
- ・企画提案書の作成等に関する費用は、提案者の負担とする。
- ・提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとする。
- ・契約履行過程で生じた成果物の著作権は、萩海運有限会社に帰属する。

(4) プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、プレゼンテーションを実施する。

① 日時 平成30年9月21日（金）午後2時から（予定）

② 場所 萩海運有限会社 会議室

③ 企画提案の説明及びヒアリング

1業者当たり20分以内（プレゼンテーション：15分以内、質疑応答：5分以内）

④その他

- ・提案の説明の順番は、企画提案書を受け付けた順とする。
- ・企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、企画提案書提出後の変更、差し替えは認めない。

(5) 委託業者の選定方法

① 企画の審査は、5人の選定委員（萩市及び萩海運有限会社の職員等）が企画提案内容に基づき審査し、最も優れた企画提案書を選定する。

② 企画提案書ごとに、評価基準に基づいて、各項目毎の配点により評価を付す。

③ 上記①、②により算出された審査員5人の評価の平均点が50%以上であり、合計点数が最も高い提案者を最優秀提案者とする。

- ④ 最優秀提案者が2者以上あるときは、審査員の協議により順位を決定する。
- ⑤ 審査の結果は、企画提案書を提出した者に決定通知書にて通知する。
- ⑥ 審査結果及び審査内容についての異議申し立ては一切受け付けない。

(6) 企画提案の評価基準

審査項目	配点
①業務内容の理解度	20点
②提案内容の優良性	20点
③提案内容の独創性	20点
④業務遂行の安定性	10点
⑤業務成果の中立性	10点
⑥必要経費	10点
⑦専門的知識	10点

5 主なスケジュール(予定)

- (1) 公募開始 平成30年8月30日(木)
- (2) 参加表明書の提出期限 平成30年9月11日(火) 午後5時まで
- (3) 質問書受付期間 平成30年8月30日(木)
～9月4日(火) 午後5時まで
- (4) 質問への回答期限 平成30年9月7日(金)
- (5) 企画提案書の提出期限 平成30年9月14日(金)
- (6) プレゼンテーション 平成30年9月21日(金)
- (7) 選定結果の通知 評価後2日以内
- (8) 契約手続き 平成30年9月下旬頃

6 その他

- (1) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (2) 委託者が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。
- (3) 本業務により作成された成果品に係る著作権は、萩海運有限会社に帰属する。
- (4) 業務の実施に当たっては、萩海運有限会社と十分協議しながら事業を進めることとし、仕様書にない事項で疑義を生じた場合は、その都度協議するものとする。